

Title	〔労働法・経済法八五〕労働組合統制とリコール制度 (全日海リコール事件 東京高裁民一五部昭和四六年九月一〇日判決)
Sub Title	
Author	阿久沢, 亀夫(Akusawa, Kameo) 社会法研究会(Shakaihō kenkyūkai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1972
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.45, No.9 (1972. 9) ,p.146- 152
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19720915-0146

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

- (6) そのような事例については、藤木・前掲注釈刑法二四二頁参照。
- (7) 反対、平野・刑法総論一九八頁、一五九頁以下。
- (8) なお同旨の判例として「松茸山見廻中松茸を物取中の被害者を発見、口論の末被害者に暴行を加えられ、これを防衛するためその両脚を抱えて引いたが、場所が急勾配の山腹斜面だったため、後方に転倒した被害者が第二頭椎骨の不完全骨折をおこし、即死した事案につき「被告人ノ右行爲ニ依リテ防衛セントシタル所ヘ身体ノ利益其行爲ニ因リテ生ジタ

ル所ヘ侵害者ノ死亡ニシテ兩者ノ間軽重大小ノ差ハ之レアリト雖モ苟モ被侵害者ニ於テ防衛セサルヲ得サルノ必要ニ迫ラレタリト認ムヘキ一般客観的事情ノ存スル以上：(中略)決シテ同条三六条、筆者注第二項所謂防衛ノ程度ヲ超エタル行為ヲ以テ目スヘキニアラス防衛行為ニ依リテ防衛セントシタル利益ト其行為ニ因リテ損傷セラレタル利益トノ輕重大小等ハ此点ノ解決上之ヲ顧慮スヘキモノニアラス。(京都地判大正一〇・二・二九新聞一九二八号一〇頁)としたものがある。(中谷 瑾子)

〔労働法・経済法 八五〕 労働組合統制とリコール制度

〔事実〕 この事件は、全日本海員組合(以下単に全日海という)の内部に起つたリコール運動をめぐる判決である。全日海の組合規約第一一七条A項によると「役員のリコールを行なうには、すべて、その役員が決められた任務を行なわず、役員として不適格であることについて、明らかな根拠が示されなければならない。」また同条C項2には、「統制委員会は、不信任理由書の組合員署名者が五、〇〇〇名に達し、または全国委員署名者が全国委員の五分の一に達した場合、中央執行委員会に対して、すみやかに組合員の一般投票にかけるよう、通告する。」と規定され、リコール問題が、まず最初には統制委員会において取扱われるべきことが明確にされている。同じ

く一七条C項4には、「組合員の一般投票により、有効投票の過半数の不信任があつた場合に、リコールは成立し、その役員は、やめさせられる」と規定されている。なお一八条には、機関の決定によるリコールが規定されており、リコール制度については相当細かな規定が置かれている。しかし反面組合統制についても、かなり詳細な厳しい規定が置かれており、一九九条A項には、「…組合内に紛議が起きた場合は、中央執行委員会の裁定と勧告に、従うものとす」旨規定されており、また「故意に組合を傷つけ混乱をはかるなど、反組織的な行動をした場合」は、統制違反として処分の対象となる旨も、一二〇条において規定されている。また「組合の

全日海リコール事件 昭和四六・九・一〇判決
 東京高裁民一五部
 労働集二卷五号
 一審東京地裁 昭和四三・九・二六判決
 判例時報五六一号

名誉を傷つけ、組合の組織に損害をもたらし、組合員に被害を与えるなど」した場合も同様であるとされている。この事件は、右のようなりコール制と統制との関係のなかにおいて起つた事件であり、まず事件の起りは、全日海の全国大会の構成員で、代議員でもあり、かつ全国委員である控訴人Hの組合幹部りコール運動である。

Hは、組合幹部りコール運動の代表責任者として、全日海の副組合長Wおよび中央執行委員の汽船部長Kの両名に対し、Wについては「組合員の闘争意欲を正しく取り上げようとせず、自らの独善的方針で引きまわし、スト情勢を不利にし、争議妥結をあせり、賃上げ闘争をみじめな結果に終らせた」などの事実を指摘し、Kについては事実を上げた後「汽船部長として不適格である」ことなどを不信任理由書に記載し、右兩名のりコール運動を展開した。この不信任理由書は、組合規約一一七条A項の役員不適格の根拠を明示するものであるとしている。ところが全日海の中央委員会は、昭和四一年五月一日、「右りコール請求添附の前記理由書には同条所定のりコール理由たる『決められた任務を行なわず、役員として不適格である』こととの明らかな根拠が示されていないから不適法であり、その中止を求める。旨の見解を公表した。その見解のなかにおいては、不信任の理由とされている事實は、いずれも組合の機関決定による方針により処理されたもので、個人の責任に帰せられるべきでないことも強調されている。これに対しりコール派は組合員に対し、文書をもつてりコール運動は規約に従つたもので、今後も継続する旨を訴えた。しかし組合長とりコール派との会談が三回にわたつて行なわ

れ、昭和四一年八月一三日の最終会談においてりコール運動の責任者の氏名を文書で明らかにすること、りコール運動をやめること、その旨を声明することなどを約し、りコール署名簿を提出するかどうかは明らかにしないまま事実上りコール運動を中止した。続いてりコール派は、右約束を履行した後同年九月一〇日りコール運動の署名簿を統制委員会に提出した。この名簿は、組合規約で規定する五〇〇〇名を形式的には超えているものであつた。

全日海は、そこで控訴人Hが、組合の裁定と勧告、その他の組合機関の要求にもかかわらず不適法なりコール運動を継続し、しかも組合長との約束を履行しなかつたし、りコール運動の趣旨はいずれも事実無根であつて役員を中傷するものであるとし組合規約一一九条および一二〇条を適用し、Hを一年間の権利停止処分にした。

Hはこれを争い、東京地裁に対し訴を起したが、この判決においては、原告Hの請求は棄却された。そこでHは、控訴したが、その結果がこの判決で、以上控訴審においては、原判決が取消され、権利停止処分が無効であるとされた。

〔判旨〕 判旨は、「役員りコール制は代表民主制に対する直接民主制による修正の要請から考案されたものであり、全国的規模をもつ労働組合である関係からその役員を選挙は組合員により選出された代議員の投票により行なわれる被控訴人の組合機構においては、被控訴人の主権者である一般組合員が直接役員に対する批判を表明しうる唯一の機会を保障するものであるから、りコール制が設けられている以上、りコール請求は、それが公正なものである限り、で

きるだけ広く認めて、組合員の役員に対する自由な批判を許すべきである。」との原則に立つている。つづいて「本件リコール請求は、リコール対象者二名が役員として指導的役割を果した事項が著しく不当であつたものであるから、兩名が役員としての任務を行なわなかつたことの明らかな根拠、すなわち将来組合員の判断対象となすべき請求者の主張を示したものと認めるに足るといふべきであり……前記リコール請求の要件をみたしていることは明らかであるから、本件リコール請求がその要件を欠くものと認め、その中止を勧告した裁定勧告は不合理で容認し難いものであり、無効といふべく、控訴人がこれに従わなかつたとしても統制処分理由たり得ないものと解すべきであるから、被控訴人のこの処分事由に関する主張は失当であり、採用することができない。」としている。次に、控訴人が昭和四一年八月一三日組合長との間に成立した約束を守らなかつたとの被控訴人の主張に対しては、署名運動を中止したこと、「控訴人は同年八月二〇日組合長に対し書面で前記のような回答をして……」いることなどから組合長との約束は果されたものであるとしている。つづいて統制違反の点については、「リコール運動の本質は、選挙運動が候補者に投票するように選挙人に働きかけることであるのと同様に、リコール賛成の署名を集め、リコールを成立させるように一般組合員に働きかけることにあり、これがまた組合内部の対立抗争を激化させる虞を生じさせる場合もあるのであるが、署名簿の提出は、選挙における立候補の届出のようなものであつて、それだけで右のような虞を生じさせるものでなく、ことに本件においては、

すでに中央執行委員会の見解が出されておき、署名簿が受理されないことは明白であつたのであるから、単にリコール運動を収束する形式に過ぎず、到底規約第一二〇条A項一号、四号に該当するような重大な統制違反行為と解することはできない。」としている。役員中傷の問題についてはその事実を否定し、以上綜合して処分は無効であるとしており、なおつづいて長年組合員であつた者に対して支給される功労給付の受給資格について、権利停止を受けると以前の組合員経歴期間が、右算定に加算されないことから、権利停止の処分無効確認について、それを求める法律上の利益があるとしている。

〔評釈〕 判旨結論に賛成である。

一 この事件は、組合民主性 (Union Democracy) を中心としてリコール制と組合統制とをいかに調整してゆくかという現代における労働組合の最も重大な問題の一つに触れるものである。そして問題の解決のためには組合民主性をどのように把握し、その原則に立つてリコール制なり、組合統制なりをいかに理解するかである。労働組合が固有に持つている組合統制については、かなり多く論議されているが、組合統制の側面にのみ立つて問題をみようとすることもそれは、初審のようにゆがんだ結論に到達せざるをえないであろう。そもそも労働組合の統制は、どの程度強力に作用するのか、またどのような統制の機能を果たすのかということは、結局労働組合の Union Democracy によつて左右されるのであつて、労働組合があるからといつて常に一定の統制上の作用が働くとは限らない。一面において労働組合の団結権および統制を補強する機能を具有しているユニオ

ン・シップにおいても右と同じようなことがいえるのであつて、Union Democracyは、右統制の強弱を決定する鍵ともいえるのである。つまり労働組合の統制は、組合民主性と表裏一体をなすものであつて、労働組合の統制は、決して画一的、形式的、抽象的なものでなく、労働組合があれば当然にこの種統制が作用するという形式的判断には親しみえないもので、その労働組合の民主性が右組合統制の判断を決定する最も根本的な要素なのである。すなわち労働組合の組合統制は、個々組合の具体的事情によつて異なるといわなければならない。ところでここで組合民主性つまりUnion Democracyとは、労組法第五条二項で規定する労働組合の民主性のみを指称するのでなく、その本体は、右条項の内容とは別のところにある。いうまでもなく労働組合が、労組法五条二項で規定する内容を持たなければならぬことは、当然のことであるが、なおそれに加えて労働組合は、組合員個人の尊重、団結内における表現の自由、選挙の自由と合理性、加入の自由などが、団結を存続不可能なかたちで破壊しない限度で認められなければならない。とりわけ組合民主性が労働組合に強く要請されるのは、労働組合役員選挙の場合が多いとされている。⁽¹⁾つまり選挙の自由とその合理性とを確保することが、労働組合の民主性に結びつくものであり、また右の民主性を確保することは、労働組合の統制を確保するのみならず、具体的、現実的に労働組合の団結を強化する結果となるのである。労働組合の団結の強弱引いては、労働組合が対使用者との関係において力を発揮しうるかどうかは、まさに労働組合の民主性つまり Union Democracy

の現実とその自主性にかかつていえるのである。

そしてリコール制度は、Union Democracyを具現する一つの方法でもあり、「リコール制度は組合員の言論・表現の自由を具体的に保障する側面をもつ」⁽²⁾のであり、まさに最も尊重されなければならない具体的制度である。判旨は、この点に注目し「リコール制度はもとも代表民主制に対する直接民主制に基く修正の原理に立つものであり、その限りにおいて、むしろ反体制的な機能を営むところに本来の意義が認められるものであると同時に、言論表現の自由を制度化した側面を有するものである」との判旨の指摘は、適正なものといふべきである。ところでここでもう一度注目しなければならないことは、海上労働の特殊性ではないだろうか。海上労働者は、その職場が海上であり、乗船したならば一年前後帰国できないという事情にあり、かりに帰国か外国に寄港してもわずかな日時である。このことは当然に自分の所属する労働組合の事情把握を困難にし、常に組合活動の情報を生のままで理解する機会に恵まれぬこととなる。またこの組合では役員選挙方法にも検討すべき点のあることが以前から述べられていた。このような現実のもとにおいてリコール制度の必要性は、ますますその度を増していったといえるのであるまいか。いうまでもなく、リコール制度の濫用ということも考えられなくはなく、リコール制度の濫用の始まるころにその制度は消滅するといわねばならないが、認定された事実のなからリコール制度の濫用を判断する事実はない。それにもかかわらず、中央委員会は、リコール制度の重要性に意を用いることなく、その

運動を否定する公式見解を發表し、中止を勧告したのであり、この中央委員会の措置は、まさに自己組合の否定を意味するもので、この点に十分注目した判旨の態度は正当である。

二 組合統制については、かなり進んだ論議が展開され、多くの学説上の論争にもかかわらず⁽³⁾、団体固有説と団結説とに分れているといえよう。組合統制は、労働組合が社団であることから当然に帰結する統制力で、社団であることから組合員を拘束するとするのが団体固有説であり、これに対して団結説は、労働組合がその目的を達成するためには、他の団体にみられない統制と制裁を持ち、これなくして労働組合の目的を遂行することは困難であり、その根拠を憲法二八条に置くものである。そして最高裁は、⁽⁴⁾団結権説をとりながら労働組合の統制権は、「一般の組織的団体のそれと異なり、…合理的範囲内においては、労働者の団結権保障の一環として、憲法二八条の精神に由来する……」とし、合理的範囲内という明確な制約を示しているのである。この合理的範囲内こそまさに Union Democracy の範囲＝制約をその一つの合理性として要請していると思われる。反面労働組合における組合員の表現の自由は、労働組合の統制の強さを支える支柱であり、労働組合の統制権能が、団結説のようにまた団体固有説のように理論的に存在するとしても、その権能を現実的に発生するものはまさに Union Democracy といわなければならない。つまり労働組合が、いかに統制権能を与えられるにしろ、右の組合民主性が確保されていないならば、統制権能の機能する場を喪失しているのであつて、かりに発動されたとしてもそれ

は無効というほかない。そういう意味からすれば、既に述べたように Union Democracy は、統制権能が自由に機能するその条件なり機能の場を提供するものであつて、その条件なくして統制権能は、倉庫に格納されたまま無用の長物と化してしまふ。リコール制度は、労働組合員の表現の自由を確保する一つの制度であることは、すでに指摘したが、そのリコール制度が、濫用もなく展開されている状態のなかで、勧告というかたちであれ、中止を迫つたことは問題である。判旨は、右の点について明確な指摘を避けたが、いささか現実的あるいは機能面からした統制権能の説明に不十分のように思われる。そしてこの事件においては、リコール責任者が、権利停止を一か年の長期間にわたつて受けたのであるが、リコールがどのような制度であるのかは、判旨の指摘する通りであり、「署名簿の提出は、選挙における立候補の届出のようなものであつて」と指摘するところから、いかにも統制権能から生ずる労働組合の制裁権能としては酷に過ぎるといわねばならない。

三 初審と控訴審との相違として顕著に表われているもう一つの点は、リコール派と組合長との約束についての判断である。初審においては、右約束は、「リコール署名の募集活動をやめる趣旨のみでなく、リコール請求をもしない趣旨である」とし、リコール署名の募集は中止したが、名簿を提出してリコール請求をしたから約束の履行は行なわれなかつたとする。これに対して控訴審においては、組合長との約束は、リコール運動の中止を内容とするもので、署名簿の提出をしないことをその約束内容としているものでなく、し

たがつて約束は履行されたと判断した。ところでリコール制度の重要性は、すでに指摘した通りであつて、このような労働組合においてリコール制度は、労働組合の民主性の見地からどうしても必要なものであり、いわばそれは団結に当然つきまとうものなのである。してみると組合長個人とリコール派とのリコール中止の約束が、そのまま効力を持ちうるものであろうか。しかもそれが統制違反を理由とする組合の制裁に結びつき、制裁処分を正当づけるまでに強力なものであるのかどうか疑問である。かりにそのような効力を持ちうるとしても、約束の内容は、かならずしも署名簿の提出をしないということの意味しているものでなく、本件判旨が指摘するところは正当である。なお問題としなければならぬことは、組合長との約束を履行しなかつたことが、労働組合に決定的影響を与え、今後の約束かということである。労働組合に決定的影響を与え、今後の組合活動に重大な支障を与えたというならいざしらず、その事実はなんら明らかにされていないのであるから、右約束の問題を正面から取り上げることにしては、かなり疑問がある。なるほど初審のいうように約束が履行されなかつたとすれば、そこに信義則上の問題が残るにしろ、それは右の観点とりわけリコール制度の重要性、および今後の組合活動に重大な支障を招来せしめなかつたことなどを考慮するならば、組織の統制違反すなわち制裁処分にまで持込むべき性質のものでなかつたといふべきである。

つぎにリコール趣意書その他に表現された組合役員中傷の問題であるが、原則として組合員の言論および表現は、統制処分の対象とな

らないものである。(5) もつとも労働組合の団結に重大な支障を引き起す場合には、右のように判断することはできないが、そうした場合はそれ程多くはないであらう。たとえば右表現によつて一、二の役員が役員の地位を退職するに至つても、組織に影響なく、従来の活動を継続し得るかぎり、統制処分の対象とはなりえないといふべきである。そしてリコール派の表現は、いまだ中傷とまでいふべきものでなく、役員としての姿勢を取上げたまでであることに注意すべきである。以上のほかに組合内の問題に対する司法審査の可否が検討されなければならぬであらうが、すでにこの問題については、司法審査が、当該組合規約に従つて行なわれることが当然となつて(6)いるので、あえて論求することは避けることにした。

(1) A.A. Stane and Whitney, *Labor Relations*, 1972, p.165. Edited By David McCord Wright, *Impact of the Labor Union*, 1951, P.275. わが国の労組法五条においては、労働組合の民主性が規定され、立法によつてかなり細部にわたつてまでの規定が置かれている。組合内における表現の自由とか合理的加入の自由などについて規定していないが、それは規定すべき性質のものでなく、実質的右要件は、労働団体法の一般条項ともいふべきもので、常に組合活動を左右するであらう。

(2) 安枝英評「リコール運動と組合の統制権」季刊労働法八三号二一〇頁引用。

(3) 労働組合の統制権については、多くの論文が発表されており、その全てをここに述べることは不可能であるが、二、三のものを掲げると次の通りである。秋田成就「労働組合の内部問題の法理論的構成」ジュリスト四四一七三頁以下。蓼沼謙一「労働組合の統制力」労働法大系1労働組合二六頁以下。片岡昇「労働組合の立候補の自由と統制権の

限界」ジュリスト四一六号六五頁以下。横井芳弘「労働組合の統制権」季刊労働法七七号二〇頁以下。

(4) 最高裁「三井美唄労組事件」、昭和四三・二二・四判決、最高裁判例集、二三卷一三号一四二五頁以下。

(5) 松江地裁「日本合同トラック事件」昭和三九・六・四判決、労民集一五卷三六六〇頁以下。

(6) 安枝英諄、前掲前文二二三頁参照。

〔最高裁判事例研究 九八〕

昭四六五 (最高民集二五卷
五号七七九頁)

未登記抵当権者に対する担保不動産の売却と否認権の行使

詐害行為取消等請求事件 (昭和四六・七・一六第一小法廷判決)

破産者Bは、昭和三七年一〇月破産申立を受け、同三八年一月一六日午前一〇時破産宣告を受けた。それより以前の昭和三七年三月二三日Yは、A社(破産会社)とその代表取締役B(破産者)を連帯債務者として数回にわたつて貸し付けた合計九〇〇万円の貸金債権を有していたところ、Yは破産者Bからその所有の山林持分に抵当権の設定を受けたが、未登記であつた。Bは他の債権者にも合計二二〇〇万以上の債務を負担していた。Yは、Bに対してその唯一の財産である本件山林持分をYに売却し、その代金債務を前記貸金債権と対当額において相殺することを求め、Bがこれに応じたのでYは昭和三七年七月一日ころBとの間に

(7) 関部秀信「組合の統制」新講座三卷二〇三頁以下。新潟地裁、「電気化学青海工場事件」、昭和三七・三・三〇判決、労民集一三卷二五九頁。

(8) 笹木弘「海員ストの背景と船員労働運動の転換」(労働法律旬報八一号四頁以下)この論文は、以前の全日海におけるその民主性を理解する上で参考になる。

(阿久沢 龜夫)

代金四五〇万円で本件山林持分の売買契約を締結し、同月一三日売買代金債務と貸金債権の損害金と元本の一部とを相殺した。その三か月後にはBは破産申立を受けて破産し、Xが破産管財人に選任された。

X(破産管財人)が、Yに対する前記の売買契約を破産債権者を害する行為であるとして否認し、所有権移転登記の抹消登記手続を求めた。第一審は、「訴外会社は、本件山林持分売買当時債務超過の状態であつて、訴外会社の債権者としては、保証人または連帯借用人である破産者に履行を求めなければならない状態にあつたものであつて、本件山林持分は破産者の唯一の重要財産であるのに、破産者は被告と相通謀して被告にだけ優先的に前記貸金の満足を得させる意図をもつて、代金債権と貸金とを相殺する約定のもとに本件山林持分の売買契約をしたものと認めるのを相当とする。……よつて本件山林持分の売買を否認し、前記所